

▼相談実績からの課題と今後の取組

※太字・下線部については令和3年度第1回協議会からの変更内容

対象	担当課	課題（想定されるリスク）		今後の取組	
子ども 若者	こども家庭相談課	①	<u>・新型コロナウイルス感染症に関連した相談の中に、潜在的に児童虐待やDVの可能性があり、早期把握、対応が必要である。</u> <u>・令和3年度は長期化するコロナ禍において、家庭相談、児童虐待が増加している。</u> <u>・子育て、経済面等、不安の要因は様々であるため、関係機関と連携し対応していく必要がある。</u>	①	・「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、関係機関との連携強化を図る。要保護児童対策地域協議会が中核となり、対象児童等の状況について、定期的に確認する。 ⇒子育て、就労支援等各種相談について、必要に応じ関係機関と連携を図るなか対応を行うとともに、児童虐待やDVになど緊急を要する案件については一時保護を含めた必要な対応を行う。 <u>・経済的困窮については、生活支援相談課と連携して支援を行う。</u>
	学校教育課	②	不安を感じやすい傾向にある児童・生徒が報道等の情報に触れることで、より不安が高まっている状況がある。	②	<u>新型コロナウイルス感染症に関する不安等を訴えた際に、「異常な事態に対する正常な反応」としてどのようなものが起こりうるか、その不安に対する対処法を伝えていくなどの心理教育を行う。</u>
	すこやか生活課	③	生活環境の変化等、様々な要因から、不安が高まる人が増加する可能性がある。	③	・ホームページや広報で相談窓口を周知し、相談窓口相談窓口周知用リーフレットを設置する。SOSの出し方に関する教育等で学校に出向き、児童・生徒に対し地域の相談窓口の周知を行う。 ・多様な生活様式に対応するため、対面・非対面に関わらず相談環境の整備を図る。 <u>・うつ病の早期発見・早期支援を促すため、うつ病の顕著な身体症状である不眠症状に着目し、不眠症状からうつ病への気づきにつながるよう周知啓発を行う。</u>
	学校教育課	④	新型コロナウイルス感染症の影響による家庭の経済的不安が見込まれるため、その影響が、児童・生徒にも及ぶ可能性がある。	④	<u>家庭の経済的不安が見込まれたときには、SSW等と情報共有を行い、関係機関と連携していく。</u>
高齢者	地域包括支援センター	①	デイサービス等のサービス利用を控えることで、介護者負担が増加し、ストレスがたまりやすい状況である。介護負担の軽減支援が必要である。	①	ケアマネジャーや介護サービス事業所、民生委員等の地域支援者等と連携し、家族介護者訪問等を活用して介護負担の状況把握を行うなど、アウトリーチの取組を強化する。 出前講座等の事業を活用し、相談窓口（地域包括支援センター）の周知を積極的に行う。
		②	意欲低下や閉じこもりとともに筋力低下が心配される。	① ②	・ケアマネジャーや介護サービス事業所、医療機関、民生委員等の地域支援者等と連携し、高齢者およびその家族が孤立しないよう、感染予防を考慮しながら継続して訪問活動や電話等を行い、生活状況の把握に取り組む。また、高齢者の実態に応じ、必要なサービス利用の提案等を行う。 <u>・自宅で簡単に運動に取り組めるよう、医療機関・広報・YouTube・自治会回覧等を活用し、もりやまプラス体操の周知に努める。</u>
		③	本人の治療経過や生活状況がわからないことにより家族の不安が高まる可能性がある。	③	病院（医療連携室等）、施設等と情報を共有し、本人、家族の不安軽減のための取り組み対応を依頼する。（TEL、WEBの活用等）
		④	人と交流する機会の減少による孤立化防止への取組が必要である。	④	感染対策を講じた通いの場の運営について、地域の百歳体操等の自主グループ活動への助言等を行う。

対象	担当課	課題（想定されるリスク）		今後の取組	
生活困窮 無職者 失業者	健康福祉政策課	①	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、生活再建に向けた相談支援が必要なケースが今後増加する可能性がある。 生活保護の相談が増加することが想定されるため、生活支援相談課や市社協他、関係部署と連携を図りながら対応していく必要がある。	①	<u>・他機関等と連携を図りつつ、適切な相談対応に努める。</u>
	商工観光課	②	<u>複合的な要因を抱える相談者が多く、就労につながるまでの長期にわたり、様々な支援が必要である。</u>	②	<u>関係課、関係機関等と連携する中で、相談者一人ひとりに寄り添った相談を実施し、就労に結びつけていく。</u>
	生活支援相談課	③	住宅確保給付金については、最大12か月間の給付に留まり、その後の支援を必要とする方には、具体的な支援プランを考えていく必要がある。	③	引き続き相談者の悩みに対して寄り添った相談を実施し、必要な支援制度を案内していく。また引き続き、困窮からの脱却に向け、本人と課題を共有し、法テラスの巡回相談を効果的に活用するなか、自立に向けた支援に取り組む。 さらに、重層的支援体制の枠組みの中で、あらゆる相談を受け止め、相談者に寄り添った支援を行うとともに、重層的支援会議を実施することで、制度の狭間にあるケースや複雑なケースに対応できるよう努める。
働く人	商工観光課	①	<u>事業継続支援に関する金融・経営支援の相談に留まり、精神衛生を含む生活支援相談には至らない。</u>	①	<u>個人事業主の場合、経営相談と生活相談が重複する場合があります、必要に応じて生活支援相談課や社会福祉協議会等と連携し対応する。</u>
		②	<u>就労から家庭環境等、若者の様々な悩みに対して相談を受けており、メンタル面において長期にわたるケースも多く、臨床心理士による支援が必要である。</u>	②	<u>臨床心理士による就労者・就労希望者のメンタルヘルスケアを実施し、若者の悩みの解決につなげていく。</u>
	すこやか生活課	③	生活環境や経済状況の変化等、様々な要因から、不安が高まる人が増加する可能性がある。	③	・ホームページや広報で相談窓口を周知し、相談窓口に相談窓口周知用リーフレットを設置する。 ・多様な生活様式に対応するため、対面・非対面に関わらず相談環境の整備を図る。 <u>・うつ病の早期発見・早期支援を促すため、うつ病の顕著な身体症状である不眠症状に着目し、不眠症状からうつ病への気づきにつながるよう周知啓発を行う。</u>